

第3回 疾病・障害認定審査会 － 議 事 次 第 －

○日 時 平成17年3月14日(月) 11:00～12:00

○場 所 厚生労働省 省議室(中央合同庁舎第5号館 9階)

○議 事

1. 開会
2. 委員紹介
3. 健康局長及び障害保健福祉部長からの挨拶
4. 会長選任及び会長代理の指名
5. 疾病・障害認定審査会の運営について
6. 各分科会の概要等について
7. その他
8. 閉会

○資 料

1. 疾病・障害認定審査会 委員名簿
2. 厚生労働省組織令、疾病・障害認定審査会令
3. 疾病・障害認定審査会運営規程
4. 疾病・障害認定審査会について
5. 感染症・予防接種審査分科会について
6. 原子爆弾被爆者医療分科会について
7. 身体障害認定分科会について

疾病・障害認定審査会委員名簿

分科会名	氏名	所属・役職
感染症・予防接種審査分科会	いづまつ なるし 稲松 孝思	東京都老人医療センター 感染症科部長
	いづもと あいきち 岩本 愛吉	国立大学法人 東京大学医科学研究所付属先端医療研究センター感染症分野教授
	おおさわ まきこ 大澤 真木子	東京女子医科大学小児科主任教授
	おかべ のぶひこ 岡部 信彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
	こが のぶこ 古賀 伸子	横浜市神奈川福祉保健センター長
	きた てつたろう 佐多 徹太郎	国立感染症研究所感染病理部部長
	ながい としきみ 永井 利三郎	国立大学法人 大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻教授
	もらい まりこ 桃井 真里子	自治医科大学教授
	やまかわ よういちろう 山川 洋一郎	古賀総合法律事務所弁護士
ゆきした くにお 雪下 國雄	(社) 日本医師会常任理事	
原子爆弾被爆者医療分科会	いけだ ひろし 池田 恢	国立がんセンター中央病院放射線治療部長
	いとう ちか子 伊藤 千賀子	(財) 広島原爆障害対策協議会健康管理・増進センター所長
	ささき やすひと 佐々木 康人	独立行政法人 放射線医学総合研究所理事長
	たにぐち ひでき 谷口 英樹	日本赤十字社長崎原爆病院第2外科部長
	ひらまつ けいいち 平松 憲一	(社) 広島市医師会会長
	ふじわら さえ子 藤原 佐枝子	(財) 放射線影響研究所臨床研究部部長
	もとじ 登志子 梶二 登志子	東京女子医科大学付属病院血液内科教授
やましな あきら 山科 章	東京医科大学第二内科主任教授	
身体障害認定分科会	いいの ゆきこ 飯野 ゆき子	帝京大学医学部耳鼻咽喉科教授
	おくち よしひさ 小口 芳久	慶應義塾大学名誉教授
	かわしろ けんお 川城 丈夫	独立行政法人 国立病院機構東埼玉病院院長
	まとう たくたろう 佐藤 徳太郎	国立身体障害者リハビリテーションセンター総長
	はら しげこ 原 茂子	虎の門病院健康管理センター部長
	はらだ けんすけ 原田 研介	日本大学医学部小児科学教授
	まつしま まさひろ 松島 正浩	東邦大学医学部長
	みち けんいち 道 健一	昭和大学名誉教授
	やなぎさわ のぶお 柳澤 信夫	独立行政法人 労働者健康福祉機構関東労災病院院長
	よしむら ようこ 吉村 陽子	藤田保健衛生大学形成外科学教授

○厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）

第三節 審議会等

（設置）

第三百三十二条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

疾病・障害認定審査会

援護審査会

（疾病・障害認定審査会）

第三百三十三条 疾病・障害認定審査会は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の規定によりその権限に属された事項を処理する。

- 2 前項に定めるもののほか、疾病・障害認定審査会に関し必要な事項については、疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）の定めるところによる。

○疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 疾病・障害認定審査会（以下「審査会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審査会に、特別の事項を審査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審査会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審査会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
感染症・予防接種審査分科会	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること。
原子爆弾被爆者医療分科会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること。
身体障害認定分科会	身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審査会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

第七条 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

第八条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第九条 審査会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において総括し、及び処理する。ただし、感染症・予防接種審査分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課において、身体障害認定分科会に係るものについては厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

○ 疾病・障害認定審査会運営規程

疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）第五条第六項、第六条第一項及び第六項並びに第十条の規定に基づき、この規程を制定する。

（会議）

第一条 疾病・障害認定審査会（以下「審査会」という。）は会長が招集する。

2 会長は、審査会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 会長は、議長として審査会の議事を整理する。

（諮問の付議）

第二条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会に付議することができる。

（審査会の部会の設置）

第三条 会長は必要があると認めるときは、審査会に諮って部会（分科会に置かれる部会を除く。次条において同じ。）を設置することができる。

（分科会及び部会の議決）

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審査会の議決とすることができる。

（会議の公開）

第五条 審査会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第六条 審査会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益または公共の利益をを害するおそれがある場合には、会長は、議事録の全部または一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とした場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（分科会の部会の設置等）

第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。

2 分科会長は、第二条の規定による付議を受けたときは、当該付議事項を前項の部会に付議することができる。

(準用規定)

第八条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、並びに第五条並びに第六条第二項及び第三項中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第九条 この規定に定めるもののほか、審査会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

○ 疾病・障害認定審査会について

